

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.70

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

当別町に56番目のネットワークが設立されました



石狩郡当別町に、11月26日付けで地域ネットワーク（ネットワーク名：当別町消費者被害防止ネットワーク）が設立されました。

道内では三笠市、美唄市、湧別町に続いて本年度4ヶ所目、通算56番目のネットワークとなります。同日に「当別町総合保健福祉センターゆとろ」で設立会議が開催され、消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している（一社）北海道消費者協会も出席させていただきました。

当別町はこれまでも、町の基本方針である「住みよいまちづくり」の実現や様々な消費者問題に対応するための相談体制の充実・強化など、積極的に消費者行政の取組みを推進してきました。また身近な犯罪の被害を防止するために「TOBETSU見守り情報」を発行して注意喚起を行うなど、啓発活動にも積極的に取り組んできました。

昨今の多発する特殊詐欺の未然防止のためには、関係機関との連携を強化した取り組みが不可欠であるとの共通認識のもと、詐欺や悪質商法の被害から町民を守るため、また町内の潜在的被害の実態を把握するために、このたび地域消費者被害防止ネットワークを設立することとなりました。

主な構成団体は、所轄の札幌方面北警察署当別交番や町の住民環境部環境生活課をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、防犯協会、互いに情報を共有し、連絡する体制を整えています。今後の当別町消費者被害防止ネットワークの活動に大いに期待しています。



速報！幕別町に57番目の地域ネットワーク設立！

本年度
5か所目！

中川郡幕別町に道内57番目（本年度5か所目）となる「（仮称）幕別町消費者被害防止ネットワーク」の設立が決定し、来る12月18日に同町で設立総会が開催される運びとなりました。（一社）北海道消費者協会が本年8月に現地を訪問させていただいた際に、同町は事前に近隣自治体の情報収集を行い、啓発グッズや迷惑電話チェッカーにも興味を示されるなど、以前から特殊詐欺被害に対する意識が高く、今回のネットワーク設立を機に、より一層の被害の未然防止効果が期待できます。なお、設立会議の詳細につきましては、次号で改めてご紹介する予定です。

みんなの力で見守りの輪

「消費者庁HPより一部抜粋」

●高齢者に関する消費生活相談件数は依然として高水準

2014年度の65歳以上の高齢者に関する消費生活相談は前年度をやや下回りました。これは、13年度の相談件数の増加に大きく影響した「健康食品の送り付け商法」に関連した相談が減少したためです。これを除いた高齢者に関する相談件数で見ると14年度は13年度に対し、むしろ増加していることとなります。いずれにしろ、**高齢者に関する相談件数は依然として高水準**にあり、65歳以上の高齢者に関する相談件数は5年前と比較して52.7%増加しています（図表3-1-9）。

図表3-1-9 消費生活相談件数と人口の推移



(備考) 1. PIO-NEETに収録された消費生活相談件数(2015年4月27日までの集計分)、及び総務省「人口推計結果」により作成。
2. 2009年を100としたときの指数。

同時期の65歳以上に関する高齢者の人口は13.8%増にとどまることから、**人口の高齢化以上に、高齢者に関する相談が増加している**ことがわかります。

また、高齢者に関する相談の件数を5歳刻みで区分して2009年度以降の推移を見ると、85歳以上では14年度は09年度の86.7%増となるなど、**年齢が高いほど以前と比べて相談が増加している**ことがわかります。

●高齢者・障害者等に関する見守りの強化は重要

特に周囲の見守りが必要な**認知症等の高齢者に関する相談**は、高齢者全体と同様、**増加傾向**にあります。認知症等の高齢者に関する相談では、相談が本人以外から寄せられることが多く、また、販売購入形態別に見ると「**訪問販売**」の割合が高齢者全体より**大きい**ことが特徴です。

また、障害者等に関する相談においても、本人以外から寄せられることが多く、本人が十分に判断できない状態にもかかわらず、事業者に勧められるままに契約したり、買い物や借金を重ねるといったケースが見られます。トラブルの未然防止や被害の拡大防止には、**周囲の気付き**が不可欠です。家族のみならず、近隣住民や福祉事業者、行政等が協力して**見守りを強化**していくことが重要です。



あなたの町にも地域ネットワークを設立しませんか？ ～未設置市町村を訪問しています！～

(一社)北海道消費者協会は、北海道から「消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業」を受託し、現在、地域ネットワーク未設置市町村を現地訪問しています。

消費者被害が深刻な状況にある今、あなたの町の住民を守るためにネットワーク設置をぜひご検討ください。「地域ネットワークとは何か」「既存の組織を活用できないか」などのご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

担当職員が現地までお伺いしてご説明いたします。

(一社)北海道消費者協会 教育啓発グループ 担当：田原・道高・林

TEL：011-221-4217 FAX：011-221-4219 E-mail:keihatsu@do-syohuhi-c.jp





ねらわれてます
ねらわれてます!

～高齢者の悪質商法～



「国民生活センターHPより」

近年、高齢者の消費者被害が多発しています。国民生活センターから、9月の敬老の日に合わせ「ねらわれてます！高齢者悪質商法110番」（以下「高齢者110番」）を実施したとの報告があり、今後、北海道内でも同様の悪質商法による被害の発生が予測されるため、消費者の皆様への注意喚起として高齢者110番に寄せられた相談内容をご紹介します。

高齢者に対する悪質商法の一例をご紹介します。十分にご注意ください!!

【事例1】暗号通貨のパンフレットを買い取るという電話が突然かかってきた

突然自宅に知らない者から電話があり、具体的な業者名を挙げて「その会社から黄色い封筒が届いたら8,000円で買い取るので、電話して欲しい」と言われ、電話番号を告げられた。数日後、実際に黄色い封筒が届いた。封筒の中にあるパンフレットには、「世界第2位の暗号通貨」「発行枚数が限られているので持っている価値が上がる」「今しかできない資産運用」などと書かれており、何かの通貨の購入を勧めているようだ。電話をしてきた相手には連絡を取らないつもりだが、それでよいか。もし、相手から電話がかかってきたら、何と答えればよいか。最近、警視庁を名乗るところから「あなたの個人情報が漏れている」という電話もあり、不安だ。（80歳代女性 無職）

【事例2】アダルトサイトを見ていたら請求画面が表示されてお金を支払ってしまった

昨日パソコンでアダルトサイトを見ていたら、いきなり請求画面が表示された。焦っていたのであわてて業者に電話をしたところ、相手から約20万円を請求された。支払い、業者に指示された通り、コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、番号をファクスで事業者に送ってしまった。その後、業者からと思われる電話があったが出ていない。今後も請求が続くか心配である。返金して欲しい。（60歳代男性 無職）

【事例3】スマートフォンに「サイト未納料金がある」というメールが届いた

先ほどスマートフォンに「サイト未納料金がある。放置すれば法的手続きを取る」という内容の簡易メールが届いた。身に覚えはないが相手に電話をしたところ、「約2カ月前にサイトに登録されており、放置されている。登録料39万8,000円を支払うように」と言われた後、「裁判所からの書類を待つように」と言われて電話が切れた。登録料を支払わなければならないか。（70歳代男性 自営・自由業）

消費者の皆様へのアドバイス

1. 劇場型勧誘（買え買え詐欺）には十分注意し、不審な電話はすぐに切りましょう。
2. 留守番電話機能なども利用しましょう。
3. 身に覚えのない請求をされても、あわてて支払ってはいけません。
4. 少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。
5. 高齢者の消費者トラブルを防ぐためのポイントは、家族や周囲による“見守り”と“気づき”です。

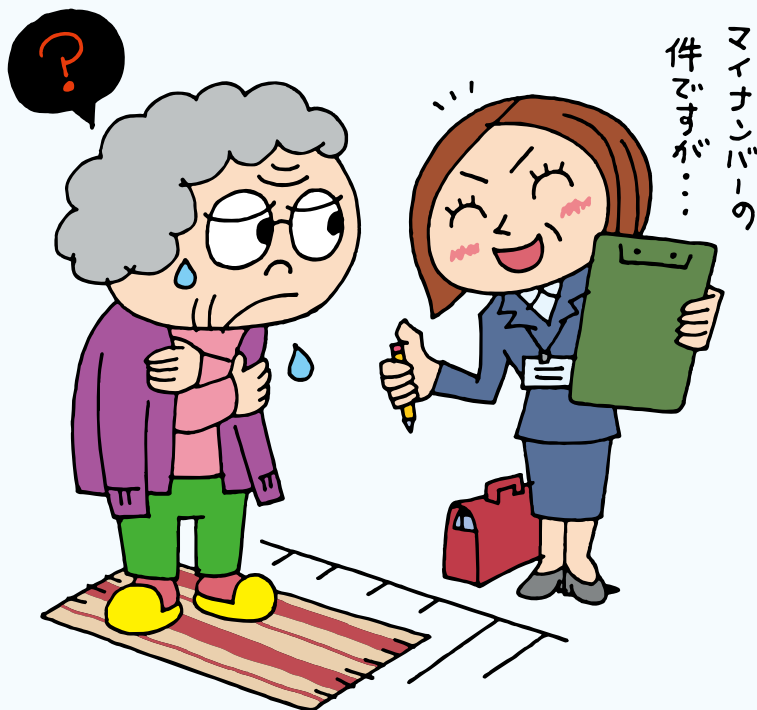


見守り 新鮮情報

事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、**個人情報**を調査中である」と言って、女性が来訪し、**資産**や**保険の契約状況**などを聞かれた。本当に**行政機関**がそのような調査をしているのか。
(60歳代 女性)

事例2 若い男性から「**マイナンバー**が順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「**早く手続きをしないと刑事問題になる**かもしれない」と言われ、**不審**に思った。

(70歳代 男性)



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

ひとこと
助言



見守るくん

信じちゃダメ

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

*なお、マイナンバー制度の問い合わせは、内閣府のマイナンバー専用コールセンター0570-20-0178で受け付けています。